

スチュワードシップ活動諮問委員会議事録

開催日：2020年5月18日（メール開催）

審議内容：

1. 【諮問】新型コロナウイルスの影響を踏まえた議決権行使方針について

答申及び対応概要：

以下の通り、関係者の安全確保、事業活動の継続を配慮した対応を行うこととし、妥当である旨の答申を頂きました。

1. 【諮問】新型コロナウイルスの影響を踏まえた議決権行使方針について

諮問内容	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた国内株式の議決権行使の対応方針について審議頂きました。具体的な項目は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none">● 株主総会に携わるすべての関係者の安全確保が何よりも優先されるべきであるとの考えのもと、緊急事態下においては例年と異なる日程や方式での株主総会開催といった選択肢も排除されるべきではないと考える。決算業務や監査業務の従事者の安全確保に十分な配慮を行った結果として、計算書類や監査書類の作成が遅れた場合においては、定時株主総会の開催延期、当初予定した定時株主総会と継続会による二段階方式での開催、何れのケースについても柔軟に対応する方針。● 新型コロナウイルス感染拡大を封じ込めるために経済活動が停滞している中で、持続可能な経済社会を守るためには、まずは企業が十分な手元流動性を確保することを通じて、事業活動を継続することが極めて重要な命題となっていると認識している。このため、剰余金の配当に係る議案に対しては、企業の手元流動性確保にも十分配慮した行使判断を行う方針。● 新型コロナウイルス感染拡大阻止のための安全確保を行った結果として、事業報告、計算書類や監査の報告が継続会においてなされるケースにおいては、当初の株主総会における議決権行使に際して、判断材料が完全ではないとの理由だけでは、議案への反対や棄権は行わない方針。
答申	方針の考え方、実務の実施方法などについてのご質問を頂き、対応方針は妥当との答申を頂きました。
当社対応	2020年5月21日に公表した「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた議決権行使およびスチュワードシップ活動の方針について」に記載の方針に沿って議決権行使を実施することとしました。

開催日：2020年6月2日（ビデオ開催）

審議内容：（6月総会に関係するメール開催分（6/8,6/11,6/12,6/16に実施）も含む）

1. 【諮問】 議決権行使ガイドライン解釈の適切性について
2. 【諮問】 不祥事企業への対応方針について
3. 【諮問】 株主提案への対応方針について

答申及び対応概要：

以下の通り、外部諮問委員による活発な議論、答申を頂きました。

1. 【諮問】 議決権行使ガイドライン解釈の適切性について

諮問内容	議決権行使の行使判断に際して、ガイドラインの例外基準を適用すべきケースや、ガイドラインに適用すべき基準が無いケースが発生することがあります。当諮問委員会においては、そうした議案に係る行使判断プロセスが適切であるか否かについて確認頂きます。 今回は2020年6月株主総会における事案の中から、以下の諸点について審議頂きました。 (1) 大株主に対する情報提供要請に関する承認を求める議案への行使判断について (2) 監査役人数の減少に対する例外基準適用 (3) 3期連続営業赤字企業の配当実施に対する例外基準適用
答申	(1) 大株主に対する情報提供要請に関する承認を求める議案については、買収防衛策との関係等についてご確認頂き、判断プロセスに問題は認められないとの答申を頂きました。 (2) 監査役人数の減少に対する例外基準の適用については、従来的人数が多すぎたものであり、減少後も監査体制の維持は可能との判断プロセスに問題は認められないとの答申を頂きました。 (3) 3期連続営業赤字企業の配当実施に対する例外基準の適用については、当期純利益は3期以上継続的に黒字を維持していることが確認されており、判断プロセスに問題は認められないとの答申を頂きました。
当社対応	ガイドラインの例外基準適用やガイドラインに適用すべき基準がないケースは、行使判断プロセスの適切性について、今後も適切に諮問する運営といたします。

2. 【諮問】 不祥事企業への対応方針について

諮問内容	独占禁止法違反、不適切会計、社会問題など不祥事が発生した企業の議案に対する行使判断プロセスが適切であったか否かについて、審議頂きました。
議論内容	責任を問う対象とすべき候補者についての考え方など過去事例も確認頂き議論して頂きました。なお、諮問後に不祥事について新たな情報を入手した場合においては、必要に応じて追加的に審議して頂きました。
当社対応	頂いたご意見も参考とし、不祥事企業に係る議案に対する行使判断を実施しました。

3. 【諮問】株主提案への対応方針について

諮問 内容	当社の株主提案に対する基本的な考え方は「中長期的な株主価値の最大化に繋がるかどうかの観点から、会社提案と同等に議案判断をする」としています。株主提案が増加傾向にある中、今回は2020年6月総会上程の議案の中から、5社について審議頂きました。
議論 内容	上程の5社の行使判断については、問題が認められないとの答申を頂きました。
当社 対応	株主提案への賛否については、中長期的な株主価値の最大化に繋がるかどうかの観点に基づいて、今後も適切な行使判断プロセスを運営してまいります。

開催日：2020年9月24日（ビデオ開催）

審議内容：

1. 【諮問】 スチュワードシップ活動の自己評価について
2. 【報告】 2020年4～6月総会における議決権行使結果について
3. 【諮問】 エンゲージメント注力12テーマの設定について

答申及び対応概要：

以下の通り、外部諮問委員による活発な議論、答申を頂きました。

1. 【諮問】 スチュワードシップ活動の自己評価について

諮問 内容	日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対する当社の取り組みや自己評価の内容、および記載の方向性について審議頂きました。
答申	<ul style="list-style-type: none">● 解り易い記載への工夫についてご指摘を頂きました。● エンゲージメント実施企業について、同業他社比での状況について質問を頂きました。
当社 対応	スチュワードシップ活動の対外発信について、答申に沿って解り易さを高める工夫を致します。

2. 【報告】 2020年4～6月総会における議決権行使結果について

報告 内容	当社の議決権行使の結果につき、議決権行使ガイドラインの変更の影響も交え、賛成比率（反対比率）の前年との差異等について説明しました。
議論 内容	<ul style="list-style-type: none">● 取締役選任議案に対する、同業他社比での反対比率について質問を頂きました。● 株主提案に対する、同業他社の対応に対する当社見解について質問を頂きました。
当社 対応	<ul style="list-style-type: none">● 取締役選任議案に対する反対比率の差は、社外取締役の人数・構成比の基準の違い、業績基準の値の違い、反対対象者の範囲の違いであることを説明しました。● 株主提案に対する同業他社の考え方に大きな変化は見られないと見ていることを説明しました。

3. 【諮問】 エンゲージメント注力12テーマの設定について

諮問 内容	トップダウン型のエンゲージメントにおける注力テーマについて審議頂きました。
議論 内容	<ul style="list-style-type: none">● エンゲージメントと議決権行使判断の関係について質問を頂きました。● 一部のテーマについては、活動内容を踏まえると対応するテーマ名称に工夫の余地があるとのこと指摘を頂きました。
当社 対応	社内で再度議論し、一部のテーマ名を修正しました。

開催日：2020年10月5日（メール開催）

審議内容：

1. 【諮問】議決権行使ガイドライン解釈の適切性について

答申及び対応概要：

以下の通り、外部諮問委員による、答申を頂きました。

1. 【諮問】議決権行使ガイドライン解釈の適切性について

諮問内容	議決権行使の行使判断に際して、ガイドラインの例外基準を適用すべきケースや、ガイドラインに適用すべき基準が無いケースが発生することがあります。当諮問委員会においては、そうした議案に係る行使判断プロセスが適切であるか否かについて確認頂きます。 今回は取締役会が中立の立場をとる議案の判断について審議頂きました。
答申	少数株主利益保護の観点での意思表示をすることが望ましい、とのご意見を頂きました。
当社対応	答申を最大限尊重し行使判断を最終決定しました。

開催日：2020年11月17日（ビデオ開催）

審議内容：

1. 【諮問】 議決権行使ガイドラインの改定について
2. 【諮問】 議決権行使ガイドラインの適用解釈について
3. 【報告】 協働エンゲージメントについて
4. 【報告】 スチュワードシップ活動の状況について

答申及び対応概要：

以下の通り、外部諮問委員による活発な議論、答申を頂きました。

1. 【諮問】 議決権行使ガイドラインの改定について

諮問内容	<p>当社ではコーポレートガバナンスに係る政策の動向等も踏まえ、議決権行使ガイドラインの改定について検討を重ねてきました。今回はその改定内容について審議頂きました。具体的な項目は以下の通りです。</p> <p>取締役選任議案において、下記を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none">● ESG テーマを始めとする重大な課題を抱える企業について、エンゲージメントの申し入れに応じていただけない場合や、継続的にエンゲージメントを実施したにもかかわらず状況に改善がみられない場合には、取締役選任に反対することも検討します。● 政策保有株式を過大に保有している企業について、エンゲージメントの申し入れに応じていただけない場合や、継続的にエンゲージメントを実施したにもかかわらず状況に改善がみられない場合には、取締役選任に反対することも検討します。
答申	<ul style="list-style-type: none">● 改定内容は妥当との答申を頂きましたが、政策保有株式については、もう少し強いメッセージとなる基準とすることが、今後の課題であるとのこと指摘を頂きました。● ESG テーマについて、どのようなテーマで反対があり得るかについて質問を頂きました。
当社対応	<ul style="list-style-type: none">● 企業価値に影響するおそれが大きい重要な課題に関して、エンゲージメントの状況を踏まえて反対する可能性があるとの姿勢を明確に示すため議決権行使ガイドラインを改定します。● 政策保有株式についての基準については、今後の検討課題とします。

2. 【報告】 議決権行使ガイドラインの適用解釈について

報告内容	<p>有事の際の買収防衛策の発動の議案に対する、以下の行使判断の考え方について諮問しました。</p> <ul style="list-style-type: none">● 有事の際の判断は、議決権行使の基本方針「投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメントの内容等を踏まえた上で、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するかどうかを総合的に判断し、議決権行使を行います。」に則り判断することとする。
議論内容	<ul style="list-style-type: none">● 有事の際の行使判断の考え方については妥当であるとの答申を頂きました。
当社対応	<ul style="list-style-type: none">● 今後買収防衛策の発動の議案が上程された場合は、上記の考え方のもと、諮問委員会での審議も経たうえて、賛否を個別判断します。

3. 【報告】エンゲージメント注力 12 テーマの設定について

諮問 内容	一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム（IICEF）での活動内容、アジェンダ（テーマ、予定）、の進捗状況について報告しました。
議論 内容	6つのテーマについての活動状況を説明しました。
当社 対応	効果、効率性、個別のエンゲージメントとの相互補完を考慮しつつ、積極的に取り組んでいきます。

4. 【報告】スチュワードシップ活動の状況について

諮問 内容	スチュワードシップ活動の状況について、「スチュワードシップ・レポート 2020/2021」の内容を報告しました。
議論 内容	本年の内容のうち下記について説明しました。 <ul style="list-style-type: none">● 「気候変動、環境問題への対応」「ジェンダー・ダイバーシティ」「SMTAMのトップエンゲージメント」の3つテーマを特集としました。● トップダウンエンゲージメント活動における、ESG12テーマの設定を記載しました。● TCFDに基づく気候関連情報の開示を充実させました。
当社 対応	毎年工夫をこらし、よりよいスチュワードシップ活動の報告となるよう努めていきます。

開催日：2021年3月8日（ビデオ開催）

審議内容：

1. 【諮問】新型コロナウイルスの影響を踏まえた議決権行使方針について
2. 【諮問】株主提案に係る行使判断について

答申及び対応概要：

以下の通り、外部諮問委員による活発な議論、答申を頂きました。

1. 【諮問】新型コロナウイルスの影響を踏まえた議決権行使方針について

諮問内容	新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた国内株式の議決権行使の対応方針について一部改めることについて審議頂きました。具体的な項目は以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none">● 財務基盤への影響を考慮した判断は継続するが、その対象はより厳格に精査する（剰余金処分議案）。● 決算未発表での株主総会開催は否定的に判断する。
答申	剰余金処分議案の基準の適用猶予となる企業の特徴や、決算未発表で株主総会を開催する場合の判断方法などについてのご質問を頂き、対応方針は妥当との答申を頂きました。
当社対応	2021年3月19日に「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた議決権行使およびスチュワードシップ活動方針の見直しについて」を公表しました。

2. 【諮問】株主提案に係る行使判断について

諮問内容	過去に類似事例のない株主提案の議案に対する行使判断の考え方について諮問しました。
答申	行使判断の考え方については妥当であるとの答申を頂きました。
当社対応	今後も、行使判断の適切性の諮問が必要な議案については、諮問委員会で審議して頂きます。

以上